

建物譲渡特約付借地権 H12-11-1 《#363》

【問】 正誤をつけよ。

Aを賃借人、Bを賃貸人としてB所有の土地に建物譲渡特約付借地権を設定する契約(その設定後30年を経過した日に借地上の建物の所有権がAからBに移転する旨の特約が付いているものとする。)を締結した。本件契約における建物譲渡の特約は、必ずしも公正証書によって締結する必要はない。

【答え】 正しい

《ポイント》 借地借家法 書面のまとめ

	書面
普通借地権	不要
定期借地権	必要
事業用定期借地権	公正証書必要
建物譲渡特約付借地権	不要

	書面
普通借家	不要
定期建物質貸借	必要
取壊し予定の建物質貸借	必要

借入法

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 事業用定期借地権 | 公正証書 |
| ② 普通借地・普通借家
建物譲渡特約付借地権 | 不要 |
| ③ 上記以外 | 必要 |